

## 松戸市における森林環境譲与税の活用方針

本市の森林環境譲与税の活用方針について、森林整備やその促進につながる取組みを効果的かつ有効的に進めるため、活用方針を定めるものです。

### 1. 背景

首都圏の典型的な住宅都市として発展してきた本市の森林面積は、市域の約2%まで減少し、その傾向は毎年続いています。そこで、都市部に残された貴重な森林を保全し、良好な自然環境として次世代に引き継ぐ必要があります。森林環境譲与税は、森林の保全施策を強化するための貴重な財源となります。

また、地球的・国家的規模の課題である気候変動、生物多様性の確保、健康増進・良好な子育て環境（Well-being）の向上に対応するため、都市部においては、都市緑地の保全及び機能発揮のための整備や生物多様性の確保が求められています。

### 2. 活用方針

本市の目指すみどりと暮らす豊かさを実感できるまちづくりの実現と地球的・国家的な課題への対応のため、本市に譲与される譲与税は森林の整備や保全に資するよう、下記分野における活用を本市の活用方針とします。

なお、各事業は相互に連携することにより、より効果的な活用ができるため、一体的な取り組みに努めます。

#### ① 森林の整備

安全・安心な市民生活を確保するために必要な森林整備、森林保全、災害対策、計画策定等に活用します。また、他自治体と連携した森林整備に活用します。

#### ② 担い手育成

森林の保全活動の担い手となる人材の育成のため、里やま保全活動ボランティアの育成及び支援等に活用します。

#### ③ 木材利用

公共施設等を整備する際には、木材の利用について検討し、木造化や内装木質化を進めるとともに、什器や備品等についても、木材を利用し製作された物の導入を推進します。

#### ④ 普及啓発

森林整備の重要性や森林の多面的機能の理解のため、普及啓発に活用します。

また、幼少期からみどりへの理解・愛着を育てることにより、未来にみどりを残すことを目指し、環境教育や木育等に活用します。

⑤ 基金への積立

森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて基金として積み立てます。

3. 事業の優先順位について

森林環境譲与税を用いた事業の優先順位については、本市の森林の保全や整備に直接的に係わる森林整備事業、担い手育成事業を最優先事業とします。次に、森林の機能や役割、森林整備の効果を市民に幅広く知らせるため、普及啓発事業を優先事業とします。